

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, May 30th, 1960, No. 339.

昭和三十五年五月三十日発行(毎月一回三十日発行)
通卷三三九号

關西大學學報

昭和35年5月 第339号



旧正門 (千里山学会)

關西大學出版部

家格 —— 本当、脇当

——丹波国桑田郡田能村

春原源太郎

法学博士

残而 四百石九斗九升四合

右四拾八石五斗八升六合

寅之檢見引

四拾三石壹斗三升八合

寅之川成引

式斗九升九合

六斗九升

〆式百拾壹石三斗四升七合 一扁辻

右之通庄屋百姓立会無高下割付極月十五日以前急度可被皆済者也

享保十三年十一月

西村七郎右衛門

中村勘右衛門

丸山六郎太夫

石橋三右衛門

蜂須賀新右衛門

坪内弥右衛門

田能村

庄屋百姓中

高三百四拾三石七斗九升七合

此取米百八拾五石六斗五升 五ツ四分

高五拾七石壹斗九升七合 臯方

此取米式拾九石壹斗七升 五ツ壹分

右之通相定上は庄屋惣百姓立会無甲乙令割荷極月十五日以前急度可致皆済者也

慶安三年寅霜月十五日

小輪 七太夫

師岡 嘉兵衛

田能村

庄屋惣百姓中

申年田能村免定之事

一高四百四拾九石五斗八升

内 四石五斗九升

大磐若宮田堂田引

壹石七斗六升七合 新池敷引

残四百四拾三石七斗五升四合

取米 四ツ七分五厘

式百拾三石式斗式升六合

定免

一高八升六合

取米無

新田

一高四斗八升四合 当卯改新田

取米 二ツ五分

壹斗式升壹合

式口米

一、年寄十人講、一和尚、二和尚、一老、二老
近世農村における村落構造の基本的な問題の一つとして取扱われる家格について、この地方では家格を現わすに本當、脇當と稱していた。本百姓、脇百姓と同じような意味であろう。當、頭(頭懸)などと稱するのは信州の一部でも大きくことで、その名称は社寺の祭礼を中心とし、家格に結びつけて用いられる。この地方でも社寺の祭礼に結びついた家格問題として本當、脇當、一和尚、二和尚(一老、二老、兄の當、弟の當)などと稱することが見られるが、當と家格の問題について近世としてはかなり進歩した形態で、少なくとも元文元年以後は本来家格の問題であつた筈の「當」が、祭礼當番のものに修正されていることがうかがわれる。村落自治と儀礼のために右の如く修正されながらも、本来は家格の問題であつたことがかなり根深く残されているのが、近世末期農村の特徴のようである。

これらの問題を理解するための参考に残存文書中最も古い慶安三年の免相、と江戸時代を前後期に区分される享保頃の定免を見ると次の通りである。

定 寅免相之事

一高四百四拾九石五斗八升

四斗 御蔵敷地引

六斗六升 大磐若田引

内 三石三斗九升九合 宮田堂田引

〆武百拾壹石三斗四升七合 一扁辻

右之通庄屋百姓立会無高下割付極月十五日以前急度可被皆済者也

享保十三年十一月

西村七郎右衛門
中村勘右衛門
丸山六郎太夫
石橋三右衛門
蜂須賀新右衛門
坪内弥右衛門

右免定に大磐若、宮田等の記才があるのが問題の中心である。當と稱することになつてゐたのは原則として戸主だけである。ただし父が年行司を勤め終つて一和尚になれば、その俸は同家であつても當に出ることができることになつてゐる。村には本當のうちで「年寄十人講」があり(七人講として現存する)年寄十人講参会又は大磐若施餓鬼の當へ出座できるといふことが大切なことである。本當のうち年令によつて中老、半老に分けられ、そのうちで、

(イ) 一老二老兩人が三年間年行司を勤める。
(ロ) 三年間年行司を勤めると一老は一和尚、二老は二和尚になり、三年間年寄十人講に参会上座に着くことになつてゐる。

(ハ) 一老から一和尚になつた者は、二年経つと「隠居」と稱し一和尚の地位を二和尚に譲る。

一二老、一二和尚三年制としたのは万治元年のよう

で、以後七十年の間三年持の制度を実施してきたところ、それでは年行司に當るのが七十才を過ぎることに

なり、年行司を勤めるのに困難な年令になるので、享保十一年に年寄中相談の結果、年行司は二年持、施餓鬼の當は一年に一人廻り持ということにした。このよ

うに改めると今度は年寄の年令がだんだん若くなり過ぎて六十才で年行司を勤めねばならないようになった。

二、本當、脇當の区別

同村内に居住しながら本當、脇當とは左の如き區別がある。

(1) 庄屋、肝煎

この地方では村役人を庄屋、肝煎と稱し、この村は庄屋一名肝煎二名制であるが、庄屋肝煎について、

「庄屋役人之儀脇當并座外之輩ニ者堅為務不申事——兩肝煎之儀茂脇當者為勤不申」

と定められているから、村役人に選任される資格は本當の者に限られる。

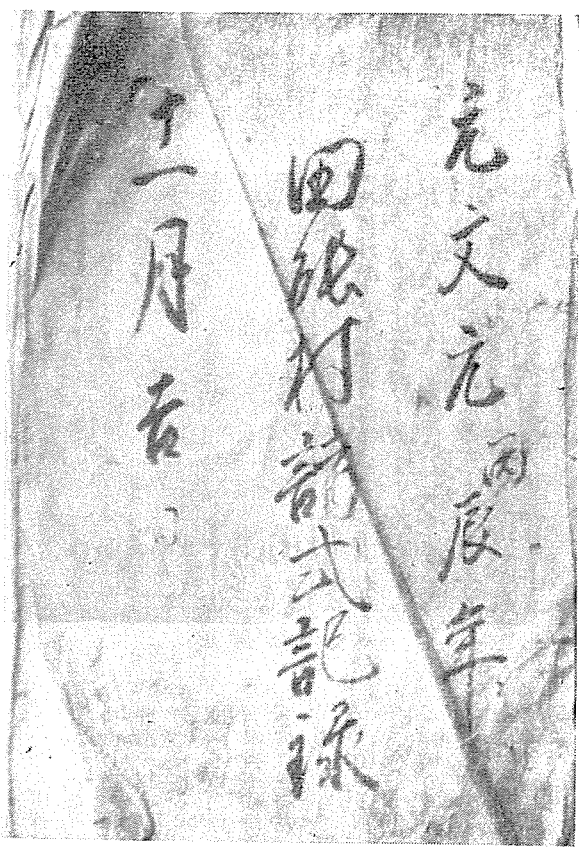
ただし小村のことであるから、本當で肝煎の人選ができないときは「脇當ニ而茂一年替り之順番ニ為務」この廻り持肝煎は本當と区別するためであるが「公儀役」については任期中「本當之肝煎と同格」を認めることになっている。しかし「堂宮之儀相談之席」「堂宮之当年行司渡し之席」へは村役人であつても出席することができなかった。このことを「堅く覗かせ不申也」などと定められている。

(2) 破風造り(合掌)

本當の特権は脇當と比較して「本當之輩者門前破風玄閑露路付之高塀等構れ而茂差構無之」ことである。実際は「公辺江遠慮」ということで、破風造りを遠慮している者が多いが、村法を以て「高茂増身上茂共に

宜いハ、不及遠慮」とし、破風造りとすることは本當の者が高が少なくても勝手次第、脇當の者はたとい高が高くても堅く禁じられている。今日北摂、丹波の山間に僅かに残されている破風造りには、このような村落構造の問題をもつていたわけである。

左の一札は脇當の者が藁葺であつた土蔵の屋根を瓦葺に改め合掌形にしたため、村法に反するとして問題



になつた例である。

一札之事

一此土蔵只今迄藁屋根ニ御座い此度瓦屋根ニ致ニ付屋根持ニ合掌形之物を入置い処御村法によつみ私ニ不相成支故一重屋根ニ可致様被仰付い得共差当り大工何角之手間甚以大騒ニ御座い故喜兵衛殿平右衛門殿殿ニ御願申い処段々御託言被下いゆ

へ各様厚御憐愍ニ塗込為致被下い段難有奉存い其後立替之節ニ中ニ合掌有之杯と紛敷敷一切申間敷い為後日一札依而如件

但シ土蔵□立替いハ、御見分之上此証文御戻し可被下い以上

年月日

土蔵本人 九郎 右衛門
且那 定右 衛門

本當衆中

(3) 養子、嫁取

(イ) 本當の家へ脇當の者から養子を貰つたときには、まず庄屋年寄の内意をうけ、庄屋肝煎を養父方へ招待して朝飯振舞の上養子の断りを申し述べ承認をうけると、一和尚の杯を頂くことになつている。その養子がまだ烏帽子着の儀式がすんでいない者であるときは、同日の晩に通例の烏帽子着の格で雑煮振舞一和尚の杯が行われる。脇當の家へ他所から養子を貰つたときには同様な行事が行われる。

(ロ) 本當の者が他所から養子を貰つたときも、右と同じような儀式を行うことになつているが、年寄中の内意をうけて行う必要がないこと、他村の者であるから村内の儀式に従つた烏帽子着を行つてなくとも、当夜烏帽子着の振舞をする旨の断りを言つておけば朝飯の時から上下を着用しても差支えない。

(ハ) 本當の者の間の養子には、烏帽子着の格の者を招き一和尚の杯を頂く。ただし烏帽子着のすんでいない者は、脇當より養子を貰つた場合と同様になるこ

と。

(三) 当外(座外)の者が村内又は他村から養子を貰つたときには、脇当として扱うから右の如き儀式は要しない。

(ホ) 他村から村内へ養子に来た者は一定の祝儀銀を出すまでは、村内の者として待遇しないことになっている。

(ハ) 嫁取、婚姻については、養子のようにむずかしいことにはなっていない。村内儀式を養子ほどむずかしく言わないというのは養子は将来本当となる男といたためであろう。婚姻の古例としては「嫁取之儀者本当脇当に不限居村他村より嫁妻取迎ひ人古来本式は年寄中庄屋肝煎中ヲ招キ朝飯振廻い上村中之妻女皆々招キ「食振廻」をすることになつていたが、元文元年頃には簡略になつて、年寄を招くことも各人の自由になり、村中の妻女を招待することも其垣内の稱荷講だけにしようになつた。従つて右の例に準ずることとし、之れ以上は各人の勝手次第とすることになつてゐる。ただし稱荷講の者も招待することができないような者はお茶の程度にすること、水呑百姓は右の儀式も省略して酒二三升の小樽でも年寄中へ差出して済すことも認められた。右のどれもできないような者は他人の嫁取振舞に出ることは遠慮すべき定めである。

(ト) 養子、嫁取の振舞に、庄屋肝煎が公用で出席できない場合があり、その者には「送り膳」をすることになつてゐる。

(チ) 前記年寄というのは普通に年令順に従つた名稱であるが、年令計算に当り養子に来た者は、その時の年令にかかわらず、養子の時を十五才として計算することになつてゐることである。

(4) 堂宮の当

堂宮の当を勤める日は、脇当の者はたとい父子であつても、その場へ出席することはできなかった。

(5) 袴着用
袴着用については本当脇当いずれも初めて袴着用には古例によつて勝手に着用することはできないこと



本文中の訴状

になつていたので、初めて袴を着用するためには、年寄中の庄屋肝煎を招待し「雑煮酒一膳振廻」の上、希望を申述べ承認を得た上で袴を着用し一和尚の杯を頂くことになつてゐた。ただし烏帽子を着用した者は既に一度一和尚の杯を頂いてゐるので、この行事は不要

となつてゐる。ここで袴着用ということは恐らく当へ出席の資格を表示するものなのであるが、近世農民の封建性は袴によつて表示される場合が多いようである。

(6) 座外

村法中に「座外之者」というのがある。本当の者でも「至極貧窮にて当りい当を得不務人」は座外とすることになつてゐる。

一たん座外に処せられた者は、本当の交際をすることができなくなるが、子孫三代までの間なれば、身上持直し当へ出席したい旨を願出たときは、年寄中庄屋肝煎を招き、当の格式で餅酒を振舞い当へ出ることが認められる。四代目になつてから当の願出をするときは「本当之面々江酒一膳振舞可申」五代目になつては「本当不残餅酒にて」振舞招待せねば本当に復することができない。これを「帰座」と称した。

三、本当、脇当の争い

(1) 氏神江献備物ニ付別当我意を立い出入

(文政三)

訴状の表面だけでは、村内の百姓二十一人から氏神の別当神宮寺を相手どり、氏神への献備物につき本当(当脇当)の差別待遇をしたことを不当として訴出たもので、訴の理由によると、例年六月と九月には神酒、神餅を氏神へ献備してきたが、文政三年九月献備物を持参したところ、別当神宮寺は持参した者に対し階下椽まで上ることは許されないから土間に居るように申付けた。持参者は椽まで上る例になつてゐることを主張したが別当は聞入れず、この取扱に不満を主張してみたが、持参した品を献備しないでは神慮を恐れると、別当申付の如き取扱で献備を済した。

別当神宮寺の取扱を不当とする脇当の者が抗議のた

め神宮寺へ押寄せたが、すでにその時には本當の者が焚火をして待機していて脇當の者をよせつけなかつた。

この事件によつて脇當の立場から本當脇當の差別について論じられている。すなわち、

「いつの比より歟双方共に相知れ不申し得者本党脇當と申唱来い儀是以証拠立ひ訳茂無之唯申伝い而巴ニ而い」「本党脇當と申唱い得共相互ニ縁組ニおいてハ無差別取組い儀を猷供ニおいて今更右之通差別を附い而者此後村方者勿論他所之縁組等ニ茂差支今以段々附い様相成い而者往々如何可相成哉」

と、本當脇當の差別は単なる申伝へに過ぎず根拠のない不当なことであると主張している。文中「段々付い」というのは階層上下の差別を指している。次の庄屋不信事件などとともに、この時代には農村内部の階層に従いながら、これに対する下位者の反抗が示されている。

(2) 庄屋不信

この村にも庄屋不信を唱へた事件がある。一つは寛政六年村内の寺院から庄屋を相手とした「寺法を相妨祠堂銀拜寺徳を取込難洪為致い出入」で、他の一つは享和二年村内百姓三十五人から庄屋を相手として訴えた「不道理之取斗仕為致難波い出入」である。寛政六年の訴状によると、寺僧は交替することもあるからと言つて宗旨送り状を寺へも渡さないという豪気な庄屋である。

享和二年の訴状は村内一部の百姓から庄屋の不信を唱え「庄屋御役儀被召上——退役被仰付」るように訴へ出たものである。訴訟人は本當脇當の百姓共同であるが、筆頭者は庄屋役を争う村内有力者のようである。

先庄屋死亡後は兩人庄屋隔年制をとつたところ、二人庄屋のうち一人を相手方としたもので、訴状に取上げて問題にしている点は

(イ)「去ル末年御年貢御定相場は六拾目ガ八拾目ニ御座い処八拾目ニ相成い節一統正銀納ニ取立仕



本文中の訴状

を利用して時価で正銀納せしめるなど不当な年貢取立をしたというのである。そのうえ銀納と銭納とを区別し、銭納者からは銀相場より銭相場の方が三分安く取扱うこととして取立てた。その理由は銀納なれば城下まで運ぶ人足賃不要であるが、銭なれば運ぶ人足賃を要するからというのである。

銀銭納の区別から生ずる村内百姓の困窮を訴えているが、この山村で銭納を行つているのは「元来当村之儀は木柴を西之岡え商ひ日々荷ひ出渡世仕罷在」その代価も節季にまとめて集金するというような余裕はなく、その日その日に代銭を受取つて帰り、冬にでもなると日々の銭を年貢として庄屋方へ納めているのであるから、銭納差別は百姓の負担が増大するというのである。このような負担を軽減するため庄屋に対し、その方法を止めるように抗議したところ、庄屋は「当役之差定い儀を彼是と申は甚不埒之由申之いて大ニ六ヶ敷申迷惑仕儀ニ御座い」と訴えている。

(ロ) 未年早損の節支配役所から米六石を下渡されたが、その代銀を村内へ割渡さず庄屋が預つたままである。

(ハ)「融通御講銀札三貫五百目拝借」の処置について、この村では支配役所から出銀仰付けられた際に、近村で三目借用して上納したが、この他借三目目の利足は月割二分であるが、御講銀を借受けると利足九朱であるから、差引き三分の利益になる。従つて融通御講銀を借受けたのは他借返済のためということであつたから、外の村役人も承認したのである。ところが三目五百目借入れると何の相談もなく二目五百目は上納に宛て、残一目は自分用にしたということ、庄屋の独断を非難している。

融通講、調達講などと称する各種の頼母子講が行わ

上納相場は一定しているにもかかわらず、米価の変動

い故——御上へ上納不仕い銀子を庄屋方へ納——又申年には七拾三匁五分ニ相成い節御定相場ニ五分増い而七拾四匁ニ仕其上正銀取立ニ仕い故石高ニ付壹匁九分七厘宛増し而取立仕」

れていたことは、近世農村の特徴であるが、いわゆる殿様無尽が領主、百姓の双方にかなり利用されていたことがうかがわれる。

(三) 庄屋は材木商で、自分の売先から集金すべき金を村内へ高割にした。

以上の如き理由で、かなり極端に庄屋不信を唱えているが、右訴訟は一たん和談、下済となった。

しかしそれで納まらず、反庄屋派の「村為杯と申立御箱訴訟」今日を暖味者迄も引入日夜寄集り農業も打捨談合而已罷在」実情に対し、庄屋派でも反庄屋派でもない主張する百姓十六人から反庄屋派の行動を非難した願書を提出している。それによると、

「訴詔方之内発頭六七人之者自己之非義を隠し——村為杯と申偽り理不尽を言募り往古之村定古格を

押崩し新規我儘を申立」

であるので「元來村用之義ハ相互ニ諸事手落等之義有之節ハ相談之上和済可仕」ことで、三十年も前の親の悪口まで言い出したのでは納りがつかなくなると戒しめ、帳面に不正があるというのであれば、それは立会つた者全部の不調法であるとか、御下げ米の計算は明白であるなどと反論を加えているが、そのなかで反庄屋派のうちに、

「訴詔方之内幸右衛門義作兵衛差圖ニ而御願も不申上当亥五月露次門開戸付相立ハニ付差留得共頼着不仕」

などと、家屋構造と家格について問題があつたことを指摘している。最後の家格と家屋構造のことに触れている点は恐らく庄屋不信事件を惹き起した根本的な問

昭和三十四年度卒業論文題名 (5)

— 文 学 部 —

- 大正十年川崎・三菱の労働争議について 井尻喜三郎
- 江戸時代における町人精神 石床 隆雄
- 駅鈴考 大塚 秀明
- 神火の特殊性格について 大内田貞郎
- 選挙法改正の歴史的意義について 岡田 好弘
- 日本女性史 勝本素代子
- 生成期の英国労働運功に対する一考察 河野 寿生
- 豊臣秀吉の吉利支丹政策について 江戸時代後期の諸相 徳山 勝

- 近世日本人南方渡航の歴史的考察 佐野 拓実
- 三月革命期におけるドイツ統一問題について 坂井 常夫
- 江戸幕府の衰亡と小栗上野介 品田 正博
- 大坂府下における戦後労働組合について 志柿 里子
- 秀吉が敢行した朝鮮征伐の一考察 篠原 末福
- 江戸時代後期の諸相 徳山 勝
- アメリカ独立革命に対する一考察 中野 和盛
- 名田経営について 浜田 恪
- 三島平野に於ける水利慣行について 福田 末秋
- 延喜、天曆時代と聖代思想について 福田 訓明
- 日本近代製鉄技術史 前田 昌敏
- 日本港湾の発達の中における神戸港の趨勢についての一考察 牧田 浩价
- 非人雑考——江戸時代—— 松本 信一
- 幕藩体制崩壊期における政治動向 松田 潔
- 日本の衣服について 吉川 忠義
- 新聞学科 赤座 正子
- 戦後の社会変遷にみる婦人家庭欄 赤座 正子
- 新聞革命フワクシニミル導入と新聞労働者 大西 義彦

附 言

題であつたと考えられるが、すでに村内階層の嚴重な差別は多分に崩れつつあつたこともうかがうことができる。

現在では大阪府高槻市内、最近までは京都府桑田郡榎田村であるが、越境合併をして話題になつたところである。破風造りが現存する珍らしい地方で、調査に当つては田村分所長杉生の浅野氏のお世話になり、田能の中舎家では数日同家の座敷を占拠して調査をさせて頂き、田能村譜式記録は田中家蔵のものである。なおこの調査には千里山法律学会で毎夏実地調査に経験のある小笠原、高岡、椋原、最上の四君に手伝つて頂き集めた資料の一部であることを附記してお礼にかえる。

- 新聞の中立性の限界と日本に於ける現状 岡島 宏
- 新聞の自由についての一考察 鳥田 稔
- 現在新聞批判——もんだいにするものもんだいにされるもの—— 姜 榮民
- マス・コミニケーションと政治宣伝 紀野 至良
- 現在新聞に対する注文 小迫 勇
- 新聞と集団心理について 新宅 博文
- 広告効果測定 高木 孝三
- 報道と人権 塚原 啓之
- 電波メディアの発展と活字メディアの存在価値について 中森 勇
- テレビの青少年教育に与える影響 西嶋 隆之
- マス・コミと文芸 浜野 優
- 週刊紙とその社会的背景 東野 徳泰

学内報

定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第二項により定例評議員会は、五月三十日（月）午後四時三十分より天六学舎で開催。昭和三十四年度学校法人関西大学収支決算承認に関する件、その他等につき審議の結果これを承認した。

出席者（敬称略、五十音順）

- 明石三郎 阿部基吉 池田信之助 今井康兼 岩佐清三郎 植野郁太 江里口春志 越智比古市 大小島真二 大島武夫 大森俊次 岡野衛士 榎本信雄 門上敏夫 神宅賀寿恵 寒川喜一 小寺小市郎 河野稔 小林巖 佐伯五郎 白川朋吉 関豊馬 竹沢喜代治 戸根泰雄 笈田知義 中務平吉 長柄金吾 西村治三郎 西木寛一 野間秀泉 春原源太郎 久井忠雄 福島四郎 本多喜慶 松原藤由 松村睦鴻 三島律夫 水谷揆一 宮崎平 三好万次 村尾静明 森川太郎 矢口孝次郎 保井剛一 矢野文雄 山崎敬義 横田健一 吉田鹿之助 吉富二郎

竹沢、春原、河野、下店、田村

各氏に博士号授与

本学評議員竹沢喜代治、春原源太郎両氏は法学部に、商学部教授河野稔氏は経済学部に、下店静市、田村吉永両氏は文学部に、それぞれ博士請求論文を提出していたが、いずれも各教授会をパスし、三月三十一日付（文部省）を以て、竹沢、春原両氏には法学博士号が、河野氏には経済学博士号が、下店、田村両氏には文学博士号が授与された。

なお博士号授与式は五月四日千里山大学ホールで行われ、理事長、役員、各学部長、各主査出席の下に学長より各氏に学位記が授与された。各博士の略歴及び論文名は左の通りである。



竹沢博士

昭和九年関大法学部法律科卒、同十年司法官試補、大阪地方裁判所並に同検事局勤務、同十二年大阪地方裁判所判事、札幌地方裁判所小樽支部判事、同十八年予審判事、同二十一年刑事部裁判官、司法省特別研究第二部第三部研究員、同二十七年関大評議員

（授与学位） 法学博士



春原博士

昭和四年関大予科修了、同五年高等文官試験司法科合格、同六年大阪弁護士会所属弁護士として登録、同七年関大法文学部法律科卒、同二十一年関大講師、同理事、協議員、専務理事、同二十五年理事、同二十七年日本弁護士連合会司法制度調査委員、評議員、理事、同三十一年評議員、日本法制史学会員

（授与学位） 法学博士
（論文題名） 近世末期大阪の民事裁判の研究



河野博士

昭和十六年京都大学経済学部卒、同十九年京大助手、同二十一年関大講師、同二十二年関学講師、同二十四年関大助教授、同二十五年教授、同二十七年商学部部長代理、同三十一年評議員、同三十三年在外学術研究員

（授与学位） 経済学博士
（論文題名） 社会政策の歴史理論研究



下店博士

大正八年立命館大学法学部退学、同十五年より昭和三年まで東京大学故大塚保治、中川忠順両氏の指導をうけ美学、美術史を研究しつつフランス語を学ぶ。同八年朝鮮各地の古美術、考古学的遺跡踏査、同二十年京都市文化事業嘱託、同二十四年京都市立美術専門学校講師、同二十五年京都市立美術大学講師、同二十七年同志社大学文学部及大阪市立大学文学部講師、同二十九年福井大学講師、同三十三年関大講師

（授与学位） 文学博士
（論文題名） 日本古代絵画史研究



田村博士

明治四十五年奈良県立師範学校第二部卒、大正四年五条高女教諭、同十二年奈良県立添上農学校教諭、昭和六年奈良県古墳調査、史跡等の研究に従事、大和国史会を組織し一般研究、同十年奈良信託株式会社勤務、近畿日本鉄道株式会社編纂嘱託。

（授与学位） 文学博士
（論文題名） 大和の条里制と条坊制の研究

旧制博士終了

別項の通り、去る五月四日五博士に学位が授与されたが、これをもつて本学における旧制博士号の授与は終了した。本学に旧制博士号授与を認可されたのは大正十三年六月のことで、爾来関西大文学学位規程を設けて今日まで授与した博士の数は三十名で、その学間別を示すと左の通りである。

法学博士 九名
文学博士 十名
経済学博士 十一名

海外より図書寄贈

本学が加入しているイギリス経営協会(British Institute of Management)より左記雑誌、

The MANAGER, The Journal of the British Institute of Management

Vol. 28, No. 3, March, 1960.

Vol. 28, No. 4, April, 1960.

また、図書交換を行つてゐるアメリカ国会図書館(Library of Congress)より左記雑誌、

Quarterly Journal of Current Acquisitions, Vol. 17, No. 2, February, 1960.

をそれぞれ寄贈して来た。



阿部、佐土両選手

五輪ホッケーに

ローマ・オリンピックに出場する日本ホッケー・チームの代表の選考が、去る五月二日日本ホッケー協会で行われ、その結果本学OB阿部忠俊選手が主将に選ばれ、また現役の佐土市良選手も代表選手に決定した。

なお、阿部選手はモスクワ学生大会やアジア大会に出場したこともある。

大西、渡辺両選手

アジアフットボールに出場

マラヤのクアラルンプールでアジア八カ国代表が参集して、去る三月三十日より開催された第二回アジア・ユース・フットボール大会に、本学より大西富三、渡辺孫之輔両選手が日本チームに選ばれて参加した。

13種目に優勝

陸上競技

去る四月二十九日服部緑地競技場で開かれた第八回大阪学生陸上競技対抗選手権大会で、本学は善戦よく十三種目に、他を圧して優勝した。

戦績左の通り

△百メートル ①鈴木11秒0 ②大会新△二百メートル ①堀23秒1△八百メートル ①馬場2分0秒8
△千五百メートル ①赤沢4分6秒7 ②大会新△五千メートル ①東川15分45秒4 ②大会新△高障害①上田16秒3△三千メートル障害 ①黒野10分19秒0△四百メートルリレー ①関大43秒2 ②大会新△千六百メートルリレー ①関大3分35秒4△走巾跳 ①窪田6メートル75△走高跳①中村1メートル75△棒高跳①上村三メートル91△ヤリ投 ①大原85メートル10 ②大会新

▼得点 ①関大161 ②天理大65 ③近畿大55

インドア・スピードで優勝

第七回全日本インドア・スピード選手権大会は去る四月十八日東京後楽園アイスパレスで開催されたが本学OB選手千星敬三選手が四百四十ヤード決勝で善戦、遂に大会タイ記録で優勝した。

戦績左の通り。

(男子決勝)

△四百四十ヤード ①千星敬三44秒5 ②大会タイ記録 △八百八十ヤード ②千星 △二マイル ③飯田

卓球で一、二位占む

四月二十九日行われた、関西学生新人卓球競技大会のシングル決勝で、本学の河村、飯島両選手が対戦、河村が2-1で優勝し、一、二位を本学で獲得した。

二種目に優勝

射撃部

対関学射撃春定期戦は四月二十六日大阪府警城南射撃場で催され、本学はスモールポア、エアライフル両種目に日頃練習の成果目覚ましく優勝した。

▽スモールポア

関大 一一六三一 一一二二 関学

▽エアライフル

関大 二六三二 二五二二 関学

教育制度の手直しに望む

江里 口 春 志

本学評議員・医学博士

松田文相は大学制度の改革について、五月二日中央教育審議会に諮問した。戦後わが国の学制は、過去のヨーロッパ式からアメリカ方式のものに転換したが、大学の場合、広く門戸が開放された利点はあつたが、同時にさまざまな矛盾や問題が提起されており、ここに新制大学制度そのものについて、根本的な検討を加えようというのである。また一方では、全国高等学校長協会が、単線型の現行六・三・三教育制度を是正して複線型とする改正案を文部省に提案しようとしているなど、わが国の教育制度は大幅な改訂に当面しているといえよう。

高校長協会の改革案は、五月二十四・五両日東京で開かれる総会で正式決定のちに提案されるが改革案の問題点は現行高校のほか、中学に続く四年制職業高校および五年制の高等専門学校と小学校に続く六年制高校の新設にある。

いずれも職業教育を目的とするもの

で、現行高校ではわずか三年間に高校普通教育と専門教育の両面を行なおうとするため、両面とも不十分な結果になつてゐる。そこで大学の準備教育的な高校でなく役に立つ教育をしようというねらいである。だが六年制高校の場合は小学校から連続するのだから、現在のような中学、高校と分れた教育課程でなく六年間一貫したものを組まねば意味ないことになる。また高校入学のため小学校のうちから受験勉強に追われる心配も出てこよう。さきごろ各地で反目対立の事件が起つた進学組、就職組の差別が複線型制度ではますます強化されはしないかということも考えられる。義務教育の九年間はいいが能力も希望も異なる生徒を九年間も同一の教育課程のワツにはめておくのは非能率的だという意見が改革案の基礎になつてゐるが、手つとり早く役に立つ人間を作るといふことにのみ焦点が合わされて人間の基礎的な教養

を身につけさせるといふ教育の目標が見失われていないだろうか。

技術革新の時代には、多方面の職業技術が機械によつて代行される傾向にあり将来の産業の発展のために、最も必要なのは高度の教養を身につけた人間である。いまに人間が機械に支配されるだろうという不安から、真に人間の福祉を向上せしめる為に、人間の知恵の深さはより高く評価されねばならぬ筈のものである。『学士様なら娘をやるるか』といつた学士様が現代では社会にはらんして、娘をもらうどころか、職にもあぶれる目に合つてゐる。だからといつて大学無用論は早計である。われわれは日本人の知識水準の向上を無条件で喜んでいいのである。いまでは普通教育化した高等教育を専門化し、普通教育の面を軽視しようとする考え方には、実利主義のあまり時代に逆行する要素を含んでゐるといつてもいい。

大学制度の手直しについては、大学の目的、性格の再検討、学部、学科の再編成、入試制度の改善、私学経営の問題、学生補導など、多方面にわたる中教審の意見をきくことになるが、や

はり高校三年を付置した五年間の専科大学の新設や、専門教育の強化が問題として取り上げられている。大学制度の手直しを考える場合、最大の問題点は、いまの大学の学力が戦前より低下しているという批判である。高い学費を払つて勉強させて、ろくな学問も学びえないのでは父兄としても張り合いがない。大学卒業のレヅテルをもらうだけに四年間も、あるいはそれ以上も費したのでは時間と金の無駄使いである。大学無用の声がこつこつ意味から出てくるならば、納得出来る。

大学の学力向上のためには、国立、私立ともに、まず大学の教職員がアルバイトなどをやめて学生の教導に専念できるように待遇を改善することや、研究設備や研究費の増額など財政面の強化が裏付けとしてまず必要である。学生のマス・プロ生産でもうけ主義が露骨になつてきた一部の私大への規制の強化なども考える必要がある。又国から私学への大量経済援助の必要も急務であらう。大学制度の改革はわずか二十人中の教審の委員が考えただけでは心もとない。世論を参考に学識経験者の衆知を集めて慎重に検討してもらいたいものである。



校 友

校友会の動き

四月

- 七日 財務部会
- 八日 事業・組織合同部会
- 九日 郵政関大会総会
- 十四日 羽曳野支部役員会
- 十六日 茨木支部総会
- 十八日 常議員会
- 二十二日 広報部会
- 二十三日 明石支部総会
- 二十四日 東成支部役員会
- 二十六日 住吉支部総会
- 二十六日 東京支部総会
- 二十七日 関大大阪倶楽部理事會

財務部会

校友会財務部では昭和三十五年度校友会収支予算案作成のため部長会を開く各部との意見の調整をはかっていたが五月七日に部会を開いた。

事業・組織合同部会

校友会事業部と組織部では昭和三十五

年度事業計画について両部の連絡と調整をはかるため五月八日に合同部会を開催。

席上、両部から事業計画の概要が説明されたが、それによると組織部では一昨年度以来支部活動強化のためにつづけている各種講演会を今年度もさらに広い地域にわたって聞く計画で、事業部でも学生へ校友会の認識を与えるうえでも役立つように学内での各種事業のほか、組織部と協力して講演会を開いて行く計画をもっており、両部が緊密な連絡をとって事業を推進して行くことをきめた。

郵政関大会総会

大阪郵政局関大会では桜花さく千里山



郵政関大会総会

学舎で四月九日午後二時から総会を開催。

当日は会員六十余名が出席、まず校友会事務局の案内で花の学舎を見学したあと、大学院階段教室で総会にうつり神宅理事長、矢口学長、榎本校友会長代理からそれぞれあいさつがあり、毎日新聞論説委員・平井忠夫氏を講師に招いて「日本をめぐる内外の状況」と題する講演をきいた。

最後に懇親会をひらき、一同でなごやかに母校の様子などを語りあい夕方散会した。

羽曳野支部役員会

羽曳野支部では四月十四日午後六時か



羽曳野支部役員会

ら同市内「梅之家」で役員会を開催。幹事十一氏が出席して今年度の活動方針について検討した結果、春季総会を六月中旬に開くことに決定し、ただちに具体的な準備に移った。また会員の連絡を密接にするうえにも名簿を発行することが必要だということになり、六月初旬に発行することを決定した。

茨木支部総会

茨木支部では四月十六日午後二時から茨木市労働会館で本年度の総会を開催。校友会からは大月会長が出席し、会は上田副支部長が経過報告をのべたあと片山支部長があいさつした。ついで校友会から出席の大月会長が校友会の現状を説明した。



茨木支部総会

自己紹介したあと、懇親会に移りなごやかに懇談ののち午後五時閉会した。

常議員会

校友会では昭和三十五年度収支予算案などを審議するための常議員会を四月十八日午後五時半から清交社で開催。

この日は白川名誉会長はじめ三十五名が出席して開かれた。寒川総務部長が司会し、最初に西村財務部長から予算案について説明が行なわれ、ついで各氏から質疑があり、最後に採決にうつって、満場一致の拍手で承認、可決成立した。

昭和三十五年度予算は総額九一四万円、前年度予算より二四万円増となつて、前年度予算より二四万円増となつて、前年度予算より二四万円増となつて、前年度予算より二四万円増となつて

いるが詳細は次表の通りである。
なおこのほかに特別会計として本年度定例総会用に四六万円、終身会計として二八五万円組まれている。

収入の部	
金費代入金	300,000
章代入金	3,150,000
員告付	30,000
入会会広寄利雑補	1,320,000
会章代入金	10,000
員告付	10,000
入会会広寄利雑補	10,000
会章代入金	1,000,000
員告付	5,830,000
支出の部	
費費費費金	1,589,967
件件業業	413,373
人物会事割	418,800
件件業業	2,765,560
人物会事割	642,360
件件業業	5,830,000

常議員会はひきつづいて在学生から終身会費を年次ごとに段階を設けて受けつけることについて検討したが、組織部の説明はまだ案であつて、一応校友会との問題について話しあつてみることに決

定した。

そのあと、組織部長から六月に全国支部長会議を開く計画が発表され、大月会長の閉会の辞で会をとじた。

明石支部総会

明石支部では四月二十三日午後六時から駅前商工会議所四階で五年ぶりの総会を開いた。

出席者は約二十名で、校友会から門上組織部長、神屋敷事務長が出席した。

まず片山支部長があいさつしたあと、板東副支部長が五年間の経過を報告、今後の活動方針をはかつたとこころこれから春と秋に総会を開いて活発に動いて行くことになった。

門上組織部長も校友会の現況を報告した。最後に懇親会で話しあつた末閉会した。

春秋会総会

昭和十四年に大学部を卒業したもので結ばれている春秋会では四月二十三日阿倍野の燎泉閣で総会を開いた。

この会は安田信一、松原藤由阿教授が学位を授与されたのを祝つて開かれたもので、会員二十三名が集まり盛大な祝宴であつた。なお、この会は会員麻植福雄氏(判事)の北海道赴任送別と松田検事の大阪着任歓迎をかねて開かれたものである。

住吉支部総会

住吉支部では四月二十四日午前十一時から安立小学校講堂で総会を開催した。

まず白井氏を議長に議事にはいり、木下支部長のあいさつがあり、大学から出席の久井専務理事が大学現況説明を行ない、校友会極本副会長も校友会の現状を説明した。ついで役員改選にうつり、木下支部長を再選、佐野副支部長が八尾市へ転出されたのち後任副支部長に島津徳



住吉支部総会

三氏を選んだ。また幹事長は西谷輝久氏、副幹事長には次田吉直氏が選ばれた。そのあと支部運営についていろいろ意見を交換し懇親会のもの閉会した。

東京支部総会

東京支部では四月二十六日九ノ内の日

本工業倶楽部で総会を開催した。

飛石連休をひかえたため出席者は案外少なく、経過報告、役員改選ののち食卓を囲んで懇談し閉会した。

当日決定役員

支部長 中山幸一
副支部長 香西政一、田中寿蔵、甲斐亀夫、阿部正真

関大阪倶楽部理事会

関大阪倶楽部では四月二十七日午後五時から天六学舎で春の総会の具体策を検討するために理事会を開いた。

その結果、きたる六月五日に京都へバス旅行することに決つたほか、会員名簿を近く発行することになり、名簿委員を選出して準備にとりかかることになった。

(六頁より)

新聞報道と個人の人權 藤井 忠夫
地域新聞の価値 松浦 茂
言論出版自由の法的限界について 森 健
大衆社会とマス・コミュニケーション 良原 勇雄

▽東洋文学科

魯迅文学と日本明治維新文学との比較 石井 文雄
中国文学に於ける魯迅思想の回想 上田 博嗣
老子ノート 中谷 誠
明治維新が支那革命(民族)運動によぼした影響 吉田 亘宏

(この項終了)

關西大學法學會編

關西大學 法學論集

第九卷 第三、四合併号

昭和三十五年三月

A5判 三一〇頁

中谷敬壽教授在職三十年記念特集

行政行為の特質(II).....	桜田 蒼
工業所有権の抵解に関する問題点について.....	内田 修
国家批判の党派性について.....	岩崎 卯一
ドイツ政治史と学問の自由.....	池田 榮
軍事基地の違憲性.....	堀 堅士
マルシリウスの人民主権論について.....	原 英次
一九三八・九年の仏伊紛争と英國の外交.....	河崎 平一郎
ヘバーレにおける政治社会学の企図.....	上林 良一
利益団体としてのドイツ労働組合の政治的地位について.....	間 登志夫
一九五六年ドイツ刑法総則草案における『共犯規定』について.....	植田 重正
誤想防衛と構成要件の故意.....	中 義勝
太政官と唐の三省.....	石尾 芳久
労働基準法第二〇条の労働基準監督署長の認定の効力.....	岸井 貞男
所謂 Full faith and credit 条項について.....	本浪 章市
極東国際軍事裁判の予備的法律問題と侵略戦争についての梗概.....	川上 敬逸

關西大學法學會編

關西大學 法學論集

第九卷 第五、六合併号

昭和三十五年三月

A5判 三五九頁

木村健助教授在職三十年記念特集

ローマ法後期における自力救済.....	明石 三郎
従物と物概念の拡張.....	榎 悌次
わが国における権利濫用理論の特質についての一考察.....	松本 暉男
ドイツにおける相隣法の基礎理論.....	沢井 裕
不可抗力と民事責任.....	伊沢 孝平
外国養子の相続権に関する英国国際私法判例.....	本浪 章市
親子関係存否確認の訴における二三の問題.....	高島 義郎
国家批判の三型について.....	岩崎 卯一
封建制度の成立.....	石尾 芳久
Bona vacantia について.....	岩田 健次
表見支配人についての再論.....	岩本 慧

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十五年五月三十日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第三三九号

五月号

編集兼 久井 忠雄

久井 忠雄

発行所

大阪府大淀区長柄中通三丁目
關西大學出版部

印刷所
株式会社 ナニワ印刷所
電話(95)七二七一

電話(95)二〇七二番
振替 大阪二六七二番